

平成 年度

第 号

保管契約書（有償）

保管契約書

1. 契約件名

2. 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

ただし、()の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

3. 保管期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 保管場所

5. 契約保証金

上記保管物品について、発注者を支出負担為担当官 とし、受注者を とし
て、発注者所有の(以下「保管物品」という。)の保管に関して、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 発注者は、保管物品を受注者に寄託し、受注者は、別紙仕様書に基づき、善良誠実なる管理者の責任のもとにこれを保管する。

(受け渡し等)

第2条 発注者は、保管の依頼に際し、寄託申込書を作成して受注者に交付するものとする。

2 受注者は、発注者から受託する保管物品を寄託申込書と照合したうえ、発注者又は発注者の指示する職員立ち会いのもとに、これを引き取るものとする。

3 受注者は、あらかじめ発注者に対して受渡者証を交付し、発注者は、保管物品の受け渡しの際これを受注者に提示するものとする。

(料 金)

第3条 保管料金は、1か月当り 金 円 とする。但し、保管が1か月に満たないときは、当該月の暦日数を基準とした日割計算とする。

(代金の支払)

第4条 受注者は、月ごととりまとめ発注者に請求書により請求するものとする。

2 発注者は、前項に定める請求があったときは、これを審査し、適法と認めたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第5条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(秘密の保持等)

第6条 受注者又は受注者の使用人は、発注者から受託した保管物品の取扱いに関し、最大の注意を払うものとし、保管物品の内容の漏洩又はこれに類似する行為を一切行ってはならない。

2 受注者又は受注者の使用人は、当該契約の遂行により知得した発注者の組織、業務内容等の知識を第三者に漏らしてはならない。

3 前2項の定めにもかかわらず、故意若しくは過失により、発注者の機密事項が受注者を経て第三者に漏洩されたと認められた場合は、受注者は、発注者の破る損害に対し賠償の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第7条 受注者は、発注者の寄託した保管物品について受注者の保管中の物品に生じた損害については、受注者の保全管理対策上故意、重大な過失又は受注者の責に帰すべき事由がなかったことを立証しない限り、受注者は、発注者に対し損害賠償の責に任するものとする。

2 第6条第3項における賠償の価額は、正当なる鑑定人の鑑定に基づくものとし、それに要する費用は、受注者の負担とする。

(報告義務)

第8条 受注者は、保管物品の引受け若しくは引渡しに際し異常を発見したとき又は保管中に保管物品を滅失若しくはき損したとき又は機密の漏洩等の事態が発生したときは、受注者の責に帰すべき事由によると否とを問わず、直ちに発注者にその旨を報告し、必要な処置をとらなければならない。

(契約解除)

第9条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者が損害を被ることがあっても 発注者は、その責を負わないものとする。

(2) 受注者から解約の申出があったとき。

(3) 受注者がこの契約に違反し、又は違反のおそれがあると認めたとき若しくは正当な理由なく保管期間内に義務を履行することができないと認めたとき。

(4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等の不正な行為があったとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受けたとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(違約金の支払)

第10条 受注者は、前条の定めにより契約を解除されたときは、第3条に定める単価に解約部分の見込保管数量を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所
発注者
氏 名

住 所
受注者
氏 名